

1975 (毎月1回)

## 10月号

(村の面積)

332,60 km<sup>2</sup>

発行所 福井県大野郡和泉村



(昭和50年9月1日現在)

村の人口

総人口 2,038人

男	1,059人
女	979人
生	3人
死	2人
出	12人
入	16人
転	
転	

世帯数 582世帯



## ❖ みどりの少年隊が結成 ❖

朝日・大納両中学校2年生37名

県では、今年から自然と心の緑を基調とした「グリーン県政」を基本理念に、緑の保全、創造利用などの関連施策とともに県

土を緑で培う運動を県民総ぐるみで推進しています。

この運動の一環として、本村の朝日、大納両中学校の2年生37名によって「みどりの少年隊」が、このほど結成され、その記念として、去る9月8日福井運動公園において「みどりの少年隊」と中川知事による記念植樹が行われました。

資源・エネルギーを  
大切に利用しよう

物を大切にする気運を盛り上げ  
資源、エネルギーの有効利用を推進するため、県および資源とエネルギーを大切にする運動福井県推進会議では、広く住民に省資源運動を奨めています。

一、すでに

まだ使えますこの資源

二、石油、紙、電気

この貴重な資源を大切に

三、限りある資源を  
大切にしましょう

【お知らせ】  
十月の歯科診療

十月の歯科診療は次のとおり

十月八日	午前九時～正午まで
十月十一日	" "
十月二十四日	" "
十月二十日	" "
十月二十一日	" "

【お知らせ】  
今年の村民体育大会は  
10月19日(日)村民グランドで  
開催されます  
みんなそろって  
参加しましょう  
※雨天の場合は  
10月26日です



## 議案九件 報告一件を可決

### 課設置条例の一部改正

一般会計 四千五百万円を補正

第七十八回和泉村定期例議会は、九月二十二日、二十三日の両日招集され、昭和五十年度一般会計補正予算（第四次）を始め、和泉村課設置条例の一部改正など、議案九件、報告一件を原案どおり可決しました。また、農業委員の推せんが行われました。

おもな議案は次のとおりです。

#### ◇専決処分した事件の承認を求めるについて（報告九号）

先の台風六号による応急措置として、林道災害復旧費において補正した二百八十万円が承認されました。

#### ◇昭和五十年度和泉村一般会計補正予算（第五次）

今回、四千五百八十八万三千円が補正されました。その内容は次のとおりです。

#### ◇和泉村課設置条例の一部改正について（議案第三十九号）

今回、税務課が新設されました。これまで総務課内に主幹をおき税務事務を担当していたものです。

#### ◇老人医療費受給者の方へ

#### ◇和泉村国民健康保険税条例の一部改正について（議案四十号）

#### ◇和泉村国民健康保険条例の一部改正について（議案四十一号）

#### ◇和泉村営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の制定について（議案四十二号）

次号でお知らせいたします。

#### ◇村営土地改良事業の施行について

次号でお知らせいたします。

て（議案四十三号）

### 今月の目標

(1)地域名 下山  
(2)事業名 山村地域農林漁業特別対策事業（土地改良）  
(3)事業量 二、二ヘクタール

(1)契約の目的  
林道荒島線開設工事  
(2)契約の方法 指名競争入札  
(3)契約の金額 一千三百二十五万円也

(1)契約の相手  
和泉村板倉 棚森尾組  
◇大野勝山地区広域行政事務組合規約の一部改正について

◇福井県町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び同組合規約の変更について



### 和泉村林産物生産促進組合（仮称）設定計画

拡大な林野を有する当地区において、将来有望な林産物を積極的に推進し、取り組むため、和泉村先販売による価格の不安定解消、生産技術の研究、交換あるいは、組合活動を通じて働く生きがいと、明るい張りのあるグループ活動が推進でき、地域林産業の振興に寄与するものと期待されます。

組合員となる資格は和泉村内に居住する者で、本組合の趣旨に賛同する者すべてが加入できます。所長、高志町村長会長、大野保健所長、和泉村議會議長等来客多数のお祝いのことばがあり、八十歳以上の老人に対して、和泉村から記念品が贈られた。これに引き続き昇竜太鼓をはじめ中竜民謡クラブ老人会、青年団、婦人会、国民年金友の会、未亡人会、穴馬民謡保存会、朝日保育所、音楽愛好会など各団体による踊りや歌など日頃の練習の成果を披露し、楽しく意義あるふる里大会が行なわれた

### 心のふる里大会開催される

人を愛し郷土を慕い  
情操豊かなふる里を

#### ◇農業委員の推せんについて

和泉村川合第十六号九番地

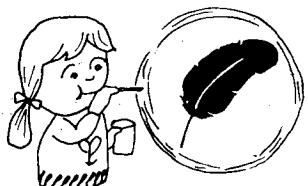
新井 太郎 佐  
明治四十四年一月七日生

和泉村林産物生産促進組合（仮称）設定計画

拡大な林野を有する当地区において、将来有望な林産物を積極的に推進し、取り組むため、和泉村先販売による価格の不安定解消、生産技術の研究、交換あるいは、組合活動を通じて働く生きがいと、明るい張りのあるグループ活動が推進でき、地域林産業の振興に寄与するものと期待されます。組合員となる資格は和泉村内に居住する者で、本組合の趣旨に賛同する者すべてが加入できます。

サラリーマンの奥さんにも

# 国民年金を



たすけあいを  
大きな輪に

10月1日から 共同募金

みなさんの善意によって、大きな成果が得られるようご協力をお願いします。

角野 捜井はつ 七十四才  
朝日 挺屋ひで 八十三才

〔死 亡〕

宮下 隆（総務課主事補）

◎住民課 野尻 広（住民課主事）

◎ 総務課 三橋武雄（総務課主事）

◎企画室企画係長  
新井基衛（教委事務局長心得）

◎住民課福祉係長  
山本一郎（企画室企画係長）

◎議会事務局長  
島田 嶽（業務課長）

◎税務課長兼中竜支所長

◎業務課長

日付で職員の一部に次のとおり  
動がありました。

課が新設されたのをはじめ、尾  
福祉係長の死亡に伴ない、十月

九月定例議会において、和泉  
課設置条例が一部改正され、税

課設置条例一部改正で  
転員に異動（十月一日付）

国民皆年金の時代に、まだ自分自身の年金を持たない人がいます。それは国民年金に加入していないサラリーマンの奥さんです。

会社員や公務員の奥さんは、ご主人の年金制度（厚生年金や共済組合）から一応の保障がなされているため国民年金の強制加入の対象者からはすされているからです。夫の年金によって保障があると、言っても厚生年金の遺族年金は、基本年金額の半分に加給金を加え、た額、老令年金については、妻の

分としてわずかの加算額があるのみです。共済組合では夫の年金額の半分となつており、不幸にして離婚でもすれば全く保障がないと言つた状態になり、これでは豊かな老後というわけにはまいりません。

国民年金に加入していれば、主人の年金制度からの遺族年金に加えて年をとつたら老令年金、母子家庭になつた場合には母子年金が支給されます。

この任意加入の場合は、さかのぼって加入することができないため年金額が低くなりがちです。

三坂保司 新三四四  
朝日牧雄 現六六 朝日上大納  
松田衛 // 四八 下大納

課設置条例一部改正

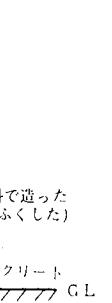
## 灯油五〇〇ℓ以上の貯蔵取扱いについて

暖房用白灯油を準備する季節となりましたが、一般家庭における灯油類の貯蔵取扱いについては、消防法及び大野地区消防組合火災予防条例で次のように規制されていますので、取扱いにご注意ください。

一、灯油を建物外に貯蔵する量が

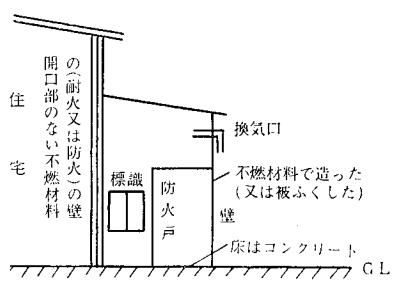
一〇〇ℓ以上で五〇〇ℓ未満の場合には、火災予防条例により届け出で、内装を不燃材料で囲った置場の設置が必要です。

二、五〇〇ℓ以上の場合は消防法の規制を受け、危険物取扱者の免許がなければ、貯蔵あるいは取扱いができません。



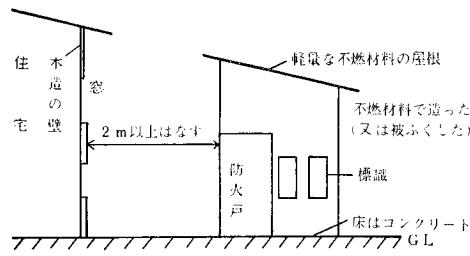
なお、置場を設ける場合の届出書は、和泉分遣所（役場内）にあります。

三、灯油を建物外に貯蔵する量が一〇〇ℓ以上で五〇〇ℓ未満の場合には、火災予防条例により届け出で、内装を不燃材料で囲った置場の設置が必要です。



置などに無届で貯蔵することは違反となり、処罰を受けることがありますので、十八ℓ缶を五本までにするか、置場を設けて貯蔵するなどの処置をして下さるようお願ひします。

小量危険物貯蔵所の構造設備図例



「消火器の設置場所」  
※すぐにもわかる  
よく見えるところへ

消火器の設置場所は、誰にでもすぐ目につくところで、すぐ取れる場所、しかも火を使う場所の近くにおきましょう。

また、万一使ったら、再び使える状態にして、もとの位置に早く戻しておくよう心がけましょう。

## ～暖房器具を安全に使うために～

### 1. 暖房器具の火事はこんなことが原因

石油ストーブ	電気ストーブ	ガスストーブ
可燃物の落下	可燃物の落下	可燃物の落下
転倒	コードのいたみ	コンロ等の代用
点火中の注油		ガスもれ